

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」
に対する提出意見

－平成 31 年度の接続料の改定等－

(意見募集期間: 平成 31 年 3 月 29 日～令和元年 5 月 7 日)

意見提出者一覧

計 9 者(法人等: 8 者、個人: 1 者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人
2	フリービット株式会社
3	一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会
4	NGN IPoE協議会
5	KDDI株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	株式会社朝日ネット
8	EditNet株式会社
9	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

意見書

平成31年3月30日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
全般	<p>「NTT 東日本及びNTT 西日本」における構造では、「電話回線（テレコミュニケーション）」及び「インターネット回線（ブロードバンド）」での「FHHT（光ファイバー回線）」及び「CATV（ケーブルテレビ回線）」が独占している為に、「回線トラフィック（回線混雑）」を招く構造と、私は思います。具体的には、有線 LAN の「Ethernet（イーサネット）」における「IPv4（PPPoE）」から「IPv6（IPoE）」での構造の導入と、私は考えます。無線 LAN の「Wi-Fi（ワイアレスローカルエリアネットワーキング）」が主流と成る事と、私は考えます。「通信規格（トランスミッションスペック）」の構造での事例が挙げられます。（ア）「通信衛星回線（サテライトシステム）」では、ポート通信における「DFS（ダイナミックフレカンシーセクション）」の構造。（イ）「電話回線（テレコミュニケーション）」における基地局制御サーバーでの「SIP サーバー（セッションイニテューションプロトコル）」の構造。（ウ）「インターネット回線（ブロードバンド）」における ISP サーバーでの「DNS サーバー（ドメインネームシステム）」の構造。（エ）「テレビ回線（ブロードキャスト）」では、「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。例えばですが、「5G（第 5 世代）」における構造では、「情報技術（IT）」及び「人工知能（AI）」の構造が融合されると、私は考えます。クラウドコンピューティングにおける「ビクデータ（BD）」から成る「データベース（DB）」を導入した、IT ネットワークの構造です。エッジコンピューティングにおける「HTML（ハイパーテキストマークアップラングエッジ）」から成る「HTTP（ハイパーテキストトランスファープロトコル）」通信での「API（アプリケーションプログラミングインターフェイス）」を導入した、AI ネットワークの構造です。要するに、クラウド側には、スイッチとルーターを挟み込む様に導入す事で、ハードウェアの強化でのファイアーウォールが必要と、私は考えます。エッジ側には、ソフトウェアの強化での「HTTPS（HTTP over SSL/TLS）」が必要と、私は考えます。要約すると、「SDN/NFV」での「仮想サーバー（メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー）」から成る「リレーポイント（中継点）」における「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」が主流での構造と、私は考えます。</p>

意見書

平成 31 年 4 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号 150-0044

住所（所在地） 東京都渋谷区円山町 3-6 E・スペースタワー

氏名（法人又は団体名等）フリービット株式会社

代表取締役社長 田中 伸明

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 31 年 3 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
平成 31 年度の次世代ネットワークに係る接続料改定等	<p data-bbox="411 275 1431 450">トラフィックが網終端装置の上限に達するもののセッション数に基づく増設基準を満たせない場合の対応策が無かったこれまでの経緯から、相互接続事業者である当社の求めていた対応策の結果のひとつが C-X 型メニューの提供であると認識しております。</p> <p data-bbox="411 465 1431 595">エンドユーザーへの品質向上と掛けられる費用の関係を相互接続事業者側で考量することが可能となり、こうしたメニュー追加による選択肢の広がりや、相互接続事業者にとって建設的な議論が可能となり、有益であります。</p> <p data-bbox="411 656 1431 831">網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけるよう希望するところではありますが、品質と掛けられる費用に応じて料金変動するメニューを用意するという考え方は一定の合理性が認められることから、C-X 型が今後も提供されるよう希望いたします。</p>

意見書

令和元年 5 月 1 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門 1-21-19 東急虎ノ門ビル
一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
会長 近藤 邦昭

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 31 年 3 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
全般	<p>固定電話の契約数やトラフィックは横ばいあるいは減少の傾向にありますが、電話サービスや音声系サービスは一般企業やコールセンターなどを中心に一定の強いニーズがあり、今後も日本のみならず世界の経済社会活動全般にとってなくてはならないものであり続けます。通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要な相互接続や事業者間調整がより円滑に行われることが重要です。また中小事業者や新規参入者が、音声系サービスへの事業展開が容易になるよう、引き続き公正な競争環境を確保していただく必要があると考えております。当協会は、接続など事業者間取引に関する制度の運用や見直しの状況など必要な取り組みを学ばせていただきながら、建設的な議論に貢献していきたいと考えております。</p>
加入光ファイバの利用促進 （平成31年度の加入光ファイバに係る接続料改定等）	<p>ネットワークのIP化、サービスの多様化・高度化が進展する中で、加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤になります。光ファイバの利用にあたっては、ファイバ区間以外も含め、中小および新規参入の接続事業者にとっては大きな設備投資や運用を伴うものであることから、光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを望みます。また、光コラボレーション(卸サービス)はFTTHサービス市場において主要な利用形態となっていることから、加入光ファイバ等の接続と同様に、より公平で、透明性の高い仕組みとしていただき、中小事業者や新規参入者による音声系サービスの展開が容易となるように議論されることを希望いたします。</p>
NGNの利活用促進 (QoS) （平成31年度の次世代ネットワークに係る接続料改定等）	<p>IPネットワークの特性を活かし、効率的かつ支障なく利用される環境は、日本の通信サービスの発展に不可欠な要素です。特にNGN上のQoSは、電話(通話)だけでなく様々な通信において活用できるものであり、利用が広がっていくことも想定されます。今後も一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、NGNを利用した音声サービスの提供のあり方等についても議論や必要な取り組みをしていただくことを希望します。また、QoSの利用にあたって、光コラボレーションとの組み合わせが現実的に必須である現状におい</p>

	て、光コラボレーション(卸)と QoS が一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討いただきたいと考えます。
--	--------------------------------------------------------

意見書

令和元年5月7日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号：

〒105-0012

住所（所在地）：

東京都港区芝大門二丁目1番16号

MFビルB1階（株式会社イーサイド内）

団体名：

NGN IPoE 協議会（会長 石田慶樹）

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>[別添5]平成31年度の次世代ネットワークに係る接続料改定等に係る新旧対照表（東日本電信電話株式会社）pp. 8-9</p> <p>附 則 （実施時期）</p> <p>1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額については平成31年4月1日、第2項、第3項及び第5項については平成31年1月1日に遡及して適用します。ただし、この改正規定のうち、料金表第1表第1（網使用料）2-4第4欄イ(カ)～(ク)欄については当社の準備が整い次第、実施します。</p> <p>（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）</p> <p>2 平成30年12月末日時点で料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄において、以下の機能相当を利用している協定事業者は、本規定の適用後、以下の表の網改造料の対象となる機能（以下、本附則において本機能といいます。）を利用しているものとみなします。</p> <p><表は割愛></p> <p>3 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の補完的な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。</p> <p>4 協定事業者は、協定事業者が第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第1項第5号に規定するIP通信網終端装置の増設の申込みを行う際、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、第3項に規定する日までの間、同一の網終端装置を対象として、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の機能から本機能に変更することができるものとします。この場合において、当社は当該増設に係る第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日を含む月から当該網改造料を適用します。</p> <p>5 本機能は、本機能のIP通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容</p>	<p>事業者のニーズに基づいて提供されてきたC-X型メニューについては、これまで、インターネットトラフィック増加に対して柔軟に対応できるメニューとして利用されております。IPoE方式とは異なりPPPoEでは各県単位のPOIで接続できることから、その接続においてこうしたメニューの選択肢が存在することは、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのような選択肢がなくなれば、増加し続けるトラフィックへの柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なインターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。</p> <p>便益とコストとのバランスに応じて料金変動するとの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件でX型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。</p>

<p>局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係る I P 通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第 1 表接続料金第 2 網改造料 1 - 1 (網改造料の対象となる機能) 第 53 欄ア欄の対象となる本機能と同一種類の I P 通信網終端装置 (以下この項において「同一網終端装置」といいます。) の増設基準で定めるしきい値を本機能の対象となる I P 通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第 1 表接続料金第 2 網改造料 1 - 1 (網改造料の対象となる機能) 第 53 欄ア欄の場合の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するものとします。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

意見書

2019年5月7日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	弊社意見
(3) 平成 31 年度の次世代ネットワークにかかる接続料の改定等	
NGN におけるトラフィック把握の精緻化について	<p>マルチキャスト方式は、放送の再送信等のトラフィックが中継ルータ等の下部ポートでパケットが複製されて各収容ルータに配信される仕組みであるため、これまでのトラフィック測定ポイントであるSNI収容ルータの測定だけでは、中継ルータや伝送路（中継ルータ～収容ルータ）におけるトラフィックを精緻に把握することができない、という問題がありました。</p> <p>今回、この問題を是正するため、NTT東・西においてマルチキャスト方式のトラフィックの実態を把握するサンプル調査を実施し、その結果を接続料算定に用いるトラフィックに反映させたことは適切であると考えます。</p> <p>なお、今後、放送の再送信等を利用する利用者数の増減や中継ルータ・収容ルータの増減設等があった場合には、中継ルータ等の下部ポートで複製されるパケットが増減し、各中継ルータ・収容ルータに配信されるトラフィックも増減することから、SNI収容ルータを通過するトラフィックと、中継ルータ、伝送路（中継ルータ～収容ルータ）を通過するトラフィックの比率が変化することも想定されます。</p> <p>当該トラフィックの変化は、NGNにおける各機能の接続料算定に大きな影響を与えることから、毎年度、マルチキャスト方式のトラフィック実態を調査し、接続料算定に用いるトラフィックに反映させることが必要であると考えます。</p>
NGN 品質クラス別コスト配賦のための新係数	<p>今回、品質クラス別に共用設備費用を配賦する際の重み付けに用いるために、新たに「QoS制御係数（以下、「新係数」）」が導入され、適用範囲は中継ルータと伝送路の共用設備費用とされています。</p> <p>新係数の検討が行われた『NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループ』（以下、「本WG」）では、今後の検討事項等（※1）として、「新係数がどの範囲の設備費用に適用されるべきか」という論点（適用範囲）と、現行の「QoS換算係数」と重ねて適用することの是非及び重ねて適用する場合のその方法という論点（QoS換算係数との関係）については、多様な意見が示され、限られた関係者で結論を得るより、研究会会合等よりオープンな場での継続検討を行うことが適当ではないか。」との考え方が示され、いずれの考え方も算定方法として取り得る可能性が残っていたところです。</p> <p>本WGで出された意見を大別すると、細かい違いはあるものの、概ね以下の2つの考え方に集約されます。</p> <p>① <u>採用するコストドライバの考え方を踏まえ、適用範囲を整理</u></p> <p><u>採用するコストドライバの考え方に基いてコストドライバの適用範囲も整理する考え方</u>。今回のコストドライバは、ある品質クラスのトラフィックが増加した際、品質クラス毎に現在の品質（遅延時間）を維持するために必要な設備量（出力帯域）が異なることに着目し、その差を品質クラス別のコスト配賦の重み付けとするものであることから、出力帯域に基づいて増減する設備（中継ルータや伝送路）に適用するという整</p>

	<p>理。</p> <p>② <u>採用するコストドライバの考え方とは切り離し、機能に着目して適用範囲を整理</u> <u>中継ルータと伝送路の共用設備費用について、大きく、優先制御機能に係るコスト配賦と、帯域制御機能に係るコスト配賦の2つに分けて、それぞれに適切なコストドライバを採用するという考え方</u>。今回の新係数は、優先制御に基づく品質クラス別のコスト配賦の重み付けであるため、優先制御を主とする中継ルータに適用（ただし、帯域制御のコストドライバであるQoS換算係数は重畳適用しない）し、帯域制御を主とする伝送路には、従来のQoS換算係数を適用するという整理。</p> <p>当社は、本WGにおいて、前者の考え方に立ち、また、コストドライバの適用範囲もより実際の設備構成を踏まえて詳細に検討すべきであることから、出力帯域の増減との連動性の高い設備である中継ルータ及び伝送装置のインタフェースに限って新係数を適用すべきとの考え方を提示しております。</p> <p>一方で、上記①②の考え方は、いずれも一定の合理性は有していると考えられること、また、適用範囲を細かく見るのか大まかに見るのかは、作業負荷とその効果を踏まえた決めの問題であるとも考えられますが、今回、NTT東・西の認可申請通りに採用するにしても、意見募集を経て修正されるにしても、どういう考え方に基づいて新係数を採用（または修正）したのかを明確にしておくことで、今後のコストドライバの見直しの際にも当該考え方が参考になることから、「コストドライバの適用の考え方及び適用範囲」及び「新係数とQoS換算係数との関係」については、認可にあたって、その考え方等を明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>また、本WGにおける検討の結果として、「新係数は、実際のネットワークの品質管理基準を算定に用いることが困難という前提を置いて検討した結果であり、当該前提が変わることがあれば、当然に再検討の余地が生じる」との考え方が示されたとおり、市場環境の変化等から、ネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。</p> <p>加えて、実際のネットワークの品質管理とコスト配賦に用いるモデルに大きな乖離が生じるのであれば、コストドライバとして適切ではないため、毎年度、認可申請の際に総務省において、NTT東・西から実際のネットワークの品質管理基準等を聴取した上で、大きな変更がないかどうか等について確認いただくことを希望いたします。</p> <p>※1:接続料の算定に関する研究会（第19回） 資料19-1『接続料の算定に関する研究会 NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループにおける検討の結果』</p>
NGN 接続料（IGS 接続）算定に用いられる	<p>現行の需要予測については、一定の考え方に基づく根拠を有しているものの、過去5年間の通信回数・通信時間について認可申請時予測と実績を比べると、認可申請時予測</p>

<p>需要予測について</p>	<p>が毎年度数%程度（例：5ヶ年度平均で5.0%～6.7%（通信回数の場合））小さく予測される傾向が続いています。</p> <p>これは、調整額が0である将来原価方式においては、実収入が実費用を上回る傾向が続いていることを意味していることから、需要予測について小さく見積もり過ぎていないか等、現行の算定方法について改善できる点がないか検討することが必要だと考えます。</p> <p>具体的には、現行の需要予測は、「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」（総務省公表）の固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）とIP電話合算の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数から算出しておりますが、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）の需要減少が影響し、結果として、算出されるトラヒック予測が実績よりも小さくなる傾向があることから、本需要予測がひかり電話（IP電話）の需要予測であることを鑑み、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）とIP電話合算の値を用いるのではなく、IP電話の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数のみから算出し、再申請すべきと考えます（当社試算だと、過去5ヶ年度分について約4～5%程度改善することを確認）。</p> <p><需要予測に係る集計対象></p> <table border="1" data-bbox="454 974 1439 1317"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行算定</th> <th rowspan="2">当社提案</th> </tr> <tr> <th>発信</th> <th>着信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>(集計対象外)</td> </tr> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td rowspan="2">携帯・PHS</td> <td>(集計対象外)</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">携帯・PHS</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>(集計対象外)</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> </tbody> </table>	現行算定		当社提案	発信	着信	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	(集計対象外)	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	IP電話	集計対象	IP電話	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	集計対象	IP電話	IP電話	集計対象	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	携帯・PHS	(集計対象外)	IP電話	集計対象	携帯・PHS	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	(集計対象外)	IP電話	集計対象
現行算定		当社提案																										
発信	着信																											
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	(集計対象外)																										
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	IP電話	集計対象																										
IP電話	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	集計対象																										
IP電話	IP電話	集計対象																										
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	携帯・PHS	(集計対象外)																										
IP電話		集計対象																										
携帯・PHS	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	(集計対象外)																										
	IP電話	集計対象																										
<p>網機能提供計画制度 見直し対応</p> <p>接続約款 99条10の 全削除、および 99条 11の一部修正</p>	<p>本改定は、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成31年度総務省令第15号）に適合し、円滑な接続等が確保されるための内容であることから、改定内容に賛同いたします。</p>																											
<p>行政指導を踏まえた改定（網終端装置 C-20型当の料金及び申込受付基幹等の提供条件）</p>	<p>本改定では、第一種指定電気通信設備であるNGN中の網終端装置メニューに関し、C-20型等(※2)について補完的な機能と位置づけ、平成32（2020）年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとする、としています。</p> <p>現状、当社では、トラヒックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえて、C-20型等のメニューを有効に活用していることから、接続申込み及び接続用設備の設置申</p>																											

<p>第2 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能 附則 3</p>	<p>込みの受付停止後も、C-20型等と同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニューの提供や、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。</p> <p>※2：C-20型等：IP通信網終端装置（増設基準を設けるものに限りです。）において料金表第1表 接続料金第2 網改造料 1-1（網改造料の対象となる機能）第53 欄ア欄によらずに PPPoE 接続を行うための機能</p>
<p>（4）長期増分費用方式に基づく平成31年度の接続料の改定</p>	
<p>（全般）</p>	<p>固定電話（加入電話+ISDN）の契約者数1,866万加入（※3）に対して、0ABJ-IP電話の契約者数は3,421万件（※3）まで拡大しており、固定電話市場は着実にIP化が進捗しております。また、PSTNマイグレーションにおいて、2021年1月からは、実際にNTT東西ひかり電話発着トラフィックのIP-POIへの切替が開始されるスケジュールとなっており、加入電話（PSTN）からメタルIP電話（IP）への切替も2024年1月から開始され、2025年1月に終了する予定となっております。</p> <p>一方で、2019年度から2021年度においては、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行時期として、まずは改良PSTNモデルにより接続料を算定することとし、同モデルによって算定される接続料水準が、LRIC検証に耐えられないことが分かった場合には、それに代えて、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ（4対1等）へ移行の段階を進めることとされ、平成31（2019）年度接続料は、改良PSTNモデルにて算定されています。</p> <p>2022年度以降の次期適用期間においては、実際にIP網への移行が完了する予定であるため、接続料算定に長期増分費用（LRIC）方式を適用する場合に検討するモデルは、今までのようにPSTN網に適用するためのIPモデルではなく、IP網に適用するためのIPモデルを前提として検討すべきであると考えます。</p> <p>なお、「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」において示されたとおり、次期適用期間以降の接続料算定に用いる方法としてLRIC方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上では、メタルIP電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、特に大きなコスト課題となる加入者交換機（メタル収容装置）の今後のコストの見通しについて、NTT東西はできる限り早期に明確にしていくことが必要であると考えます。</p> <p>※3：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（平成30年度第3四半期（12月末））より</p>
<p>LRIC検証</p>	<p>2019年度から2021年度においては、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ（4対1等）へ移行の段階を進めるかどうかの重要な判断基準としてLRIC検証の結果が用いられるため、LRIC検証については、通常のスタックテスト以上に算出過程や根拠、結果について詳細な情報開示が必要であるとともに、総務省においても、例えば、検</p>

	証に用いている金額の根拠が適切かどうか等について確認するなど、透明性・適正性を確保する取組みが必要であると考えます。
--	------------------------------------------------------------

以上

意見書

令和元年 5 月 7 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくがしんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやく しやちようしつごうやくいん けん けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 31 年 3 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(1) 実績原価方式に基づく平成 31 年度の接続料の改定等

該当箇所	意見
コロケーション費用について	<p>平成 30 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成 30 年 5 月 25 日）において、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)に対し、コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地が無いか検討すべきとされ、これに基づき要請が行われました。これを受けて、NTT 東西殿より平成 31 年度のコロケーション費用に係る予見性確保の取組みとして、10 月末に電気料の試算値が開示されました。しかしながら、平成 30 年度においては、調整額の影響もあり、電気料より設備使用料の変動が大きかったことを踏まえると、電気料の情報開示のみでは不十分であるため、主要エリアだけでも電気料と同様に設備使用料の情報についても 10 月末に開示する必要があると考えます。</p>
通信路設定伝送機能(専用線)接続料について	<p>接続料金の上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2 年連続の減少となるのみでなく、平成 31 年度は大幅な減少となっています。通信路設定伝送機能については、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成 28 年 3 月 31 日）において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行うべきとされ、これに基づき NTT 東西殿に要請が行われました。これを受けて、平成 28 年に専用ノード装置等の更改に係る見通しが NTT 東西殿より開示されましたが、費用への影響の程度が分からない上に、平成 29 年以降は情報開示が実施されておらず、今回の大幅な減少について予見することはできない状況でした。今回のように接続料が激変すると、接続事業者としてはサービスの継続や予算等の事業計画を立てることが困難であり、また接続料が上昇することを要因として、ネットワークの切替えをお願いしていたユーザに対しても説明が困難な状況となっています。</p> <p>このような状況から、接続事業者の予見性を高めるためには、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含め開示いただいたうえで、上記答申に基づき次年度以降についても引き続き中長期的な接続料の見通しを開示していただきたいと考えます。</p>
ドライカップ接続料について	<p>平成 31 年度接続料改定に係る NTT 東西殿主催の説明会において、ドライカップ接続料低廉化の要因の一つとして、今後利用見込みがない回線の減損処理を実施したとのご説明がありました。加えて、同説明会では、減損については大部分の</p>

	<p>処理が終わったとのご説明もありましたが、今後もメタル回線は需要が減少していくと見込まれることから、引続き利用見込みが無くなった資産については、毎年減損処理を実施するべきと考えます。</p> <p>また、接続専用線の部分でも述べましたが、接続事業者の予見性を高めるといった観点から、メタル回線についても同様に、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて開示いただいたうえで中長期的な接続料の見通しを開示すべきと考えます。</p>
接続料の認可申請について	<p>平成 31 年度接続料改定に関しては、実績原価方式に基づくもの、加入光ファイバ、次世代ネットワーク、及び長期増分費用に基づくものについて、それぞれ 4 月 1 日から適用すべき料金にもかかわらず 3 月申請となり、その結果、遡及精算を実施することが確定しています。各研究会等で算定方法について議論されている機能・料金等については、認可申請が遅れることについて理解できますが、議論の影響が特でないものについては速やかに申請していただきたいと考えます。なお、加入光ファイバ等は現在も研究会等で算定方法について議論されていますが、次年度以降、極力認可申請が遅れないよう、速やかに検討を進めていただきたいと考えます。</p>

(2) 平成 31 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定

該当箇所	意見
光ファイバの耐用年数	<p>加入光ファイバの接続料算定に用いる耐用年数について、接続料の算定に関する研究会（以下「研究会」といいます。）第一次報告書（平成 29 年 9 月）において「7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えない」ことが指摘され、「経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要がある。」との考えが示されました。その後、研究会第 11 回会合（2018 年 1 月 23 日）において NTT 東西殿から、2018 年度第 4 四半期までに見直しをする場合には何年とするかを判断し、また早ければ 2019 年度からの見直しを含め検討する考えが示されました。</p> <p>しかしながら、研究会第 17 回会合(2018 年 12 月 19 日)における事務局資料において「2019 年度の早い時期までに改めて検討に関する状況について聴取することが適当」と記載され、スケジュールが遅れたように見受けられますが、NTT 東西殿からは遅れた理由や、見直し時期を含む変更後のスケジュールについて説明がない状況です。</p> <p>つきましては、NTT 東西殿はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール</p>

	<p>等について改めて説明することに加え、第 15 回研究会（2018 年 11 月 1 日）の非公開会合にて FY17 年度末のデータを用いた推計結果が示された以降は議論がないことから、速やかに研究会等の場で検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。</p>
光ケーブルに係る未利用資産	<p>加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベースについて、研究会第二次報告書（2018 年 10 月 2 日）において「レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」と明記されています。</p> <p>また、現在 NTT 東西殿は、光ファイバケーブルにおける未利用芯線（NTT 東日本殿 41.2%、NTT 西日本殿 45.4%^(※)）についてもレートベースに計上し、報酬として接続料に反映し各事業者より回収を行っている状況です。</p> <p>本件については、研究会における検討を早急に進める必要がありますが、少なくとも報酬の算定において当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべきであると考えます。</p> <p>（※）第 16 回研究会（2018 年 11 月 30 日）の NTT 東西殿資料に基づき算出。</p>

(3) 平成 31 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定等

該当箇所	意見
平成 31 年度接続料全般	<p>今回行われたトラフィック把握の精緻化及び QoS 制御係数の採用については、コスト配賦の適正性を向上させる一定の効果があったものと考えます。しかしながら QoS 制御係数の適用範囲については、今回算定に用いられた手法以外にも多様な提案がなされており、どれも否定される内容ではないことから、市場環境の変化等に応じて適宜見直しが行われるべきと考えます。</p> <p>また、NTT 東西殿は今回の見直し（トラフィック把握の精緻化及び QoS 制御係数の採用等）に合わせて優先転送機能に係る県間接続料を算定し直すとの考えを示されていますが、その妥当性を接続事業者が検証するためにも、今回の見直しを受けてどのような考え方（例えば、県間接続料にも QoS 制御係数を適用したのか、適用した場合は具体的にどの設備に適用したのか等）に基づき再算定を行われたのか、その影響がどのようなものだったかを量的にお示しいただくべきと考えます。</p> <p>なお、今回の接続料算定にあたっては「保守業務等の内製化やシステム化の推進」が行われており、これがコスト削減に寄与している旨が報告されていますが、NTT 東西殿による詳細な情報開示がなされることで接続事業者によって検証が可能とな</p>

	り、相互理解が深まると考えます。
次年度以降接続料	<p>ひかり電話の接続料（IGS 接続機能）については、通信時間・通信回数が減少傾向にあり将来原価方式による接続料算定の継続について課題があるかもしれないとの議論がなされています。しかしながら、近年は PSTN から IP 網へのマイグレーションの進展などの環境変化もあり短期間で接続料の変動が激しいサービスも見受けられるところ、マイグレーションの完了までの間は費用や需要の変動が大きくなることも想定されるため、算定方式の見直しには慎重な検討が必要です。</p> <p>また、引き続き NGN 県間設備の接続料に関する規律の在り方については検討が必要と考えます。研究会第二次報告書において「第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経由し一体的な利用が行われている場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性・公平性及び適正性が特に重要であると考えられる。」とされております。接続料算定についての考え方が十分に説明されず、その検証に必要な情報が開示されない現行ルールのもとでは、仮に NTT 東西殿の非指定約款での提供条件が公表されるとしても、それは一方当事者からの説明であり、その適正性を接続事業者側か十分に検証できないことから適正性の確保については問題があるものと考えます。また、事業者間協議における課題も弊社が従前より主張*している通りです。</p> <p>実際に、IP 通信網県間区間伝送機能に係る接続料については、2014 年以降見直しが行われず、機器コストの低廉化が適切には反映されていないと考えられるなどその適正性に疑問が生じる状態が生じております。このような現状を踏まえると、円滑な接続のためにどのような仕組みを作るかを検討すべき段階にきております。</p> <p>今後の具体的な検討の進め方については、研究会（第 19 回）において、県間接続機能について機能別にその不可避性の評価や今後の検討事項が示されていますが、そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明であると考えます。なお、一部の県間接続機能については他の県間接続機能よりもその利用の不可避性が低いのではないかと評価が提案されていますが、これらの機能は 1 の設備を共通的に利用するものであり、その設備が NGN の利用にあたり一体不可分の関係にあることからすると個々の機能で評価するのはなく総合的に不可避性の評価を実施すべきと考えます。そのうえでコロケーションや電柱と同様に第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして規律の対象とし、総務省殿においてその適正性を検証いただくのが適切と考えます。</p> <p>*「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に対する弊社意見（平成 30 年 8 月 31 日）</p>

(4) 長期増分費用方式に基づく平成 31 年度の接続料改定

該当箇所	意見
平成 31 年度接続料 全般	<p>従前より弊社が主張している通り、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」というLRIC モデル検討における基本的事項に鑑みれば、今期適用期間から、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うべきと考えます。</p> <p>また、今回の LRIC 検証の内容については、NTT 東西殿よりデータや検証プロセス等の詳細（利用者料金収入、接続料相当を具体的にどのように算出したのか、等）を提示していただき、それらの妥当性について検証すべきと考えます。</p>
次年度以降接続料	<p>LRIC 検証は「価格圧搾のおそれが生じるか否か」という観点を評価する仕組みですが、IP-LRIC モデルの組み合わせ適否を判断するにあたっては、ひかり電話や他社接続料といった他律的要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC 検証において利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当には、NTT 東西殿加入電話発信、NTT 東西殿ひかり電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRIC モデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。</p> <p>なお、NTT 東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金に関する確認の結果」(平成 31 年 3 月 28 日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第 1 種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添 32) において「(注 4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比（通信時間比）を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の分計を示していただくべきと考えます。</p> <p>また、他律的要因の考慮については、情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」（平成 30 年 10 月）において「他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地がある」とされています。この他律的要因は PSTN 接続料により価格圧搾のおそれが生じるかについての判断に影響を及ぼし、判断の正確性が確保できない場合に、それを考慮して取り扱うものであるため、必ずしも利用者料金と接続料の差分が、営業費相当基準額を満たさないことを他律的要因の考慮の前提とするものではなく、他律的要因の内容・性質によってはその結果に依らず考慮することを排除するものではありません。ひかり電話や他社接続料といった他律的要因については、IP-LRIC モデル組み合わせの適否判定の妥当性に影響するものであることから、利用者料金と接続料の差分</p>

	が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず予め考慮すべきものと考えます。
--	-----------------------------------------

(5) その他の変更内容

該当箇所	意見
事前調査申込手続きに係る改定	事前調査申込書の不備が受付後に確認された場合、その不備に起因する検討期間は本来、生じないはずのものであり、事前調査申込回答の期間計算から除くことに一定の合理性があるものと考えます。しかしながら、不備の有無や除外される期間を NTT 東西殿が一方的に判断される場合、恣意的な運用がなされる恐れがありますので、判断の理由と除外される期間の算定根拠を示していただくなど申込事業者により判断の妥当性を検証可能な仕組みが必要と考えます。

以上

意見書

令和元年5月7日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号 104-0061

住所（所在地） 東京都中央区銀座4-12-15
歌舞伎座タワー21階

氏名（法人又は団体名等） 株式会社朝日ネット

代表取締役社長 土方 次郎

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
<p data-bbox="165 275 472 398">意見の対象となる文書 NGN に係る新旧対照表 (NTT 東日本)</p> <p data-bbox="165 465 472 689">意見を述べる箇所 NGN に係る新旧対照表 (NTT 東日本)P8 附則、 下線箇所に対して意見を 提出します。</p>	<p data-bbox="494 275 683 309">賛成します。</p> <p data-bbox="494 371 1461 544">現行メニューのラインナップにおけるC-20型等はISP事業者にとって喫緊の課題である近年のトラフィック増大による輻輳問題を解決する選択肢の一つであり、当該メニューを利用できなくなることはエンドユーザー品質の低下を引き起こす懸念があるため現在と同じ条件での継続を希望します。</p> <p data-bbox="494 607 1461 831">弊社は、トラフィック増大はISP事業者にとって重要かつ継続的な課題であり、今後もNTT東西殿とISP事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議することが必要だと認識しています。その際には喫緊の課題への対応との両立を目指すべきであり、現存の効果的な選択肢を排除することはエンドユーザー保護の観点からも避けることが望ましいと考えます。</p>

意見書

2019年5月7日

総務省総合通信基盤局料金サービス課 御中

158-0096

せたがやく たまがわだい 1-1-3

世田谷区玉川台 1-1-3

えでいっとねっと かぶしきかいしゃ

EditNet 株式会社

のぐち たかし

代表取締役 野口尚志

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年（2019年）3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- ・電気通信事業者等の名称は一般に用いられる略称を用いることがあります。
- ・NTT 東日本と NTT 西日本で異なる部分は、NTT 東日本 NTT 西日本 のように下線で区別することがあります。

該当箇所	意見
料金表第 2 (網改造料) 1-1 第 53 欄 第 51 欄	<p>今回の変更案では、PPPoE 方式の網終端装置 (以下、「NTE」といいます。) の機能を「インタフェースを付与する機能」から「インタフェース『相当』を付与する機能」と変更することとされています。これは、従来の規定に比べて NTT 東西の恣意的な裁量が入り込む余地を生じるおそれがあります。</p> <p>NTT 東日本において、C-20 型および C-50 型 NTE において法令や接続約款の規定に抵触する接続料を取得していたことが明らかになり、他事業者・事業者団体からの指摘を契機に総務省が行政指導 (平成 30 年 (2018 年) 12 月 18 日付総基料 270 号) を行ったのと概ね同時期に本件変更申請に及んだことから、この懸念は適切に解消していただく必要があります。</p> <p>ISP 事業者が NTE のインタフェース部分にあたる費用を負担し、残りは NTT 東西が負担することは従来から変わらないルールですが、ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、本来の費用負担のルールから外れる網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。</p> <p>少なくとも、同じ機器であれば同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能と読めるような規定を設けるべきではありません。</p> <p>現行の NTE では、インタフェースパッケージが本体と一体になっていることが本改定の理由と思いますが、それは機種によって異なるものですし、設備と機能は従来から必ずしも一致するものではないので、現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をすることで十分です。</p> <p>NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間の費用を負担するというルールを一方的に変更するようなことは、NTT 東西による優越的地位の濫用に他ならないため反対です。</p>
東日本附則第 3 項～第 5 項	<p>C-20 型および C-50 型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE 方式の NTE が従来の「増設基準」で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE 方式の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため (総務省からの行政指導等も踏まえて規定された接続約款 25 条 1 項 5 号)、NTT 東西がこれを遵守していれば、接続事業者は本来、C-20 型のような NTE を使う必要がないはずで、最低限のサービスを提供するために C-20 型を設置することが実質的に必須となる状況からすれば、先の行政指導を受けてまずすべきことは、C 型全般の「増設基準」を C-20 型と同一のものにそろえ、C 型の接続料で接続事業者との接続に応じることではないかと考えます。</p> <p>よって本件の認可には反対します。総務省には、C 型の接続料 (インタフェース部分に対応する費用) を ISP 事業者が負担することで、ユーザの円滑なインターネット利用のために必要な台数の NTE を設置できるように、NTT 東西を指導していくようお願いします。</p> <p>そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に違反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型 NTE の網改造料を、C 型より高く設定して接続事業者から取得していたことが問題となったのですから、後から接続約款を変更して違法状態を合法にすることは、妥当ではありません。これが前例になってしまうと、接続約款</p>

	<p>によらないメニューを提供し、それを既成事実化させることで後から認可申請をすることができることになってしまい、接続制度と相容れない結果になってしまいます。この点からも認可に反対します。</p>
<p>附則第6項 附則第2項</p>	<p>本来 PPPoE 方式の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、当社や所属団体の JAIPA もかねてから主張している通り、引き続きセッション数の引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。</p> <p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正されるはずのものですから、D 型 NTE（料金表 網改造料 53 欄ウ欄、51 欄ウ欄に規定する NTE をいいます。）を他の NTE に変更できる経過措置を平成 30 年（2018 年）5 月 31 日時点で設置されている D 型 NTE に限り、さらに「今回の接続約款変更から 3 か月以内」とするのは不当ないし不十分です。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべての D 型 NTE についてその他の NTE への変更を認めるべきと考えます。</p> <p>よって、「平成 30 年 5 月 31 日までに申込みがあった IP 通信網終端装置」との限定をなくすとともに、「本規定の適用日から 3 ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合」についても、当面の間の経過措置とすべきです。</p>
<p>NTE の増設基準について</p>	<p>今回の接続約款変更案のうち、PPPoE 方式の NTE に関する部分は、NTT 東日本が C-20 型、C-50 型 NTE について行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回 NTT 東西は、接続約款を変更することで NTE の増設費用を ISP 事業者に転嫁しようとしている状況です。</p> <p>そもそも NTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の台数の NTE を用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追いついていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は従来から「利用者料金がユーザ数単位であるので、セッション数ベースが妥当である」と主張していますが、利用者料金がユーザ数単位なのは ISP 事業者も同じであり、その中からバックボーンや通信機器のコスト削減を行い、回線容量の増強に努めているのです。よって NTT 東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。</p>
<p>県間区間料金について</p>	<p>当社の所属団体である JAIPA もかねて主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることから、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます。</p> <p>例えば、IPoE 接続に参入するためには、事実上県間区間伝送機能を利用することが必須になっていますが、この接続料は高額で、当社のような地域 ISP が利用することは困難ですし、IPoE 接続を考える上でのハードルの 1 つになっています。県間区間伝送機能の接続料が妥当な水準に引き下げられ、同時にコストドライバもスモールスタートが容易なものになれば、当社も利用を検討することが可能になってきます。現状より多くの ISP 事業者が市場に参入（市場の地理的範囲を拡大）することは、競争の促進にもつながると考えます。</p>

意見書

2019（令和元）年 5 月 7 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

151-0053

とうきょうとしがやく
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 会田 容弘

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 31 年 3 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
料金表第2(網改造料)1-1 第53 欄(東日本) 第 51 欄(西日本) について	<p>今回の変更案では、PPPoE-NTE の機能を「インタフェース『相当』を付与する」とされており、従来の規定に比べて NTT 東西の恣意的な裁量が入り込む余地を生じるおそれがあります。NTT 東日本において C-20 型および C-50 型 NTE の問題が生じたところで規定の変更にあつたことからも、この懸念は適切に解消していただく必要があります。あくまでもインタフェース部分にあたる費用を負担することは従来から変わらないルールです。ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。少なくとも、同じ機器については同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能になるような規定を設けるべきではありません。現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をするべきです。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の乱用に他ならないため反対します。</p>
東日本附則第3項～第5項について	<p>C-20 型および C-50 型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE の NTE が従来の増設基準で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため、接続事業者は本来 C-20 型のような NTE を使う必要性がないはずで、C-20 型を設置している接続事業者が、最低限のサービスを提供するためにやむを得ず追加負担を受け入れている現状からすれば、今回の総務省の行政指導を受けてなすべきことは、まず C 型全般の「増設基準」を C-20 と同一のものに揃え、C 型の接続料で接続事業者との接続に応じることであると考えます。そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型の網改造料を、C 型よりも高く設定して接続事業者から取得していたことが問題になったのであって、違法状態を合法にするために後から接続約款を変更することは、明らかに妥当性を欠いています。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP</p>

	事業者は NTE のインタフェース部分から ISP 側区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の濫用に他ならないため反対します。
東日本附則第 6 項、西日本附則 2 項について	本来 PPPoE の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、引き続き引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な必要な水準、つまり本来の水準に是正されるべきものですから、D 型 NTE を他の NTE に変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から 3 か月以内」とするのは不当ないし不十分であり、少なくとも「増設基準」が最終的に決着して一定期間を経過するまでは、引き続き変更を認めるべきです。
NTE の増設基準について	今回の接続約款変更案のうち、PPPoE の NTE に関する部分の変更は、NTT 東日本が C-20 型、C-50 型 NTE についての行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回 NTT 東西は、接続約款を変更することで NTE の増設費用を ISP 事業者に転嫁しようとしている状況です。そもそも NTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の NTE を用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は総務省の接続料の算定に関する研究会の席上で「利用者料金がユーザ単位料金であるのでセッションベース基準が妥当である」と主張していますが、ISP や Youtube, Google, Yahoo など、ユーザ単位で課金しながらもトラヒックベースで増設していることから、NTT 東西の主張は業界の常識に照らして合理性がありません。よって、NTT 東西は「増設基準」を直ちにトラヒックベースに変更する必要があると、総務省においては本件の接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび法令の規定に見合った「増設基準」への変更をすべきです。また、トラフィック計測は業界標準の 5 分おきにすべきです。(ここでいう 5 分計測とは、5 分間にインタフェースで送信及び受信した総データ量を時間で割ったもので、これを 1 時間に 12 回行うことを指します。)
県間区間料金の制度について	JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外(優先転送や電話サービス等)接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設けることが必要です。